平成２９年（フ）第９４１号
横浜市中区簑沢10番地
債務者　内村　敏男
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４２号
横浜市中区簑沢10番地
債務者　内村　和子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８９号
東京都八王子市千人町４丁目７番４号サンシティ榎本202号
債務者　鈴木　　豊
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第９号
千葉県四街道市山梨1289番地８
破産者　森　久美恵
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９号
千葉県成田市中台３丁目１番地１（512号）
破産者　芳賀　正憲
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７４８号
神奈川県厚木市金田445番地１
破産者　有限会社相模大成
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５６号
三重県伊勢市宮川１丁目８番47号
破産者　加藤　　勇
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
三重県伊勢市神社港343番地１　アンソレイエＢ　202号室
破産者　井上　浩史
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第９号
三重県伊勢市竹ケ鼻町26番地
破産者　出口　惠子
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地８
破産者　有限会社瑞祥
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１１４号
山形市南栄町１丁目４番26号
破産者　株式会社東北クリスタル
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
山形市あこや町２丁目３番１号
破産者　錦産業株式会社
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９１号
長野市南石堂町1252番地９　ユニティ石堂407
破産者　株式会社テス・カルチャーセンター
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６３号
静岡県袋井市高尾1522番地の61
破産者　株式会社老虎
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５４２号
愛知県豊橋市八町通２丁目10番地
破産者　有限会社チャット
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
静岡県浜松市西区大平台３丁目２番５号
破産者　有限会社リペイア
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
名古屋市中村区北畑町３丁目16番地
破産者　有限会社加藤商会
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５号
福岡県古賀市川原989番地２
破産者　有限会社プロスパー
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
大阪市北区南森町１丁目１番26号南森町フジビル７Ｆ
破産者　ベストトラベル株式会社
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第３７５５号
大阪市北区西天満３丁目13番29号　シティタワー梅田イースト404号室
破産者　有限会社リーガルネットワーク
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部